

令和5年度 杉並区監査方針

1 区政の状況と監査

令和5年度は、総合計画等の前倒しの改定が行われ、基本構想に掲げた区の将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、新たな一歩が踏み出される。

一方、区財政を取り巻く状況は、この間、特別区税や特別区財政交付金等の歳入は堅調に推移しているものの、国際情勢の変動等による物価の高騰や金融政策の動向など、今後も不透明な社会経済情勢が見込まれることから、依然として先行きは楽観できない状況と言わざるを得ない。

こうした状況にあっても、区は、区民福祉の向上に向けて、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、物価高騰をはじめ、少子高齢化、気候変動、公共施設の更新など、山積する課題に取り組んでいかなければならぬ。

新区長のもと、区政運営の基本姿勢として、対話と相互理解の重要性が示されている。区民参加による対話や議論の成果を生かし区民とともに区政を展開していくためには、いうまでもなく区政に対する区民の信頼がその大前提になるものであり、公正で効率的な区政運営が求められている。

こうした状況を踏まえ、令和5年度の監査に当たっては、区政に対する区民の信頼に応えるという監査の基本的な使命を果たすため、「杉並区監査委員監査基準」(以下「監査基準」という。)に基づき、次に示す基本方針を定め、監査等の種類ごとに、リスクの内容や程度、過去の監査結果等を考慮しながら、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、各方面との良好なコミュニケーションを図りながら、効率的かつ効果的に実施する。

なお、リスクの内容や程度の検討に当たっては、内部統制の整備・運用状況について情報を収集し、判断する。

2 基本方針

- (1) 区民に信頼される区政を実現するため、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、区民の視点に立って検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。令和4年度に、区政に対する区民の信頼を損ねる事件（住基ネットを不正に検索して得た個人情報の漏えいや超過勤務手当の不正受給）が判明したことを受け、今後このような事件が繰り返されることのな

いよう、区が定めた再発防止対策が確実に実施されているかなどにも留意して、監査を実施する。

- (2) 監査等の実施に当たっては、リスクを識別し、そのリスクの内容や程度を検討した上で、具体的な対象、範囲、実施体制及び重点事項を定めた監査実施計画を策定し、効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。
- (3) 監査等の機会を通じ、各部局における内部統制の整備・運用状況を確認し、不備が認められた場合には早急に是正を求めるとともに、その情報を内部統制評価報告書の審査に生かすなど、各種の監査等が相互に連携して行われるよう監査を推進していく。
- (4) 過去の監査結果等を通じ、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善を含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (5) 繰り返される軽微な誤りが重大な過誤につながりうるということを、監査の講評等を通じて注意喚起し、重大な誤りや不祥事の未然防止や再発防止を図り、区民の信頼に応える。また、監査等で他の模範となる優れた取組に接した場合には、監査の講評や監査結果において評価する。

3 各監査の実施方針

監査基準に基づき、各監査等は次の方針により実施する。

なお、指定管理者制度や業務委託について、その最終責任は、区が負うものであることを踏まえ、協定書や契約書の内容が現場で遵守できているか、各主管課はそれを確認しているか、法令遵守については、厳格に監督しているか等に重点を置き実施するものとする。

(1) 定期監査

令和4年度及び令和5年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務について、各所管におけるリスク分析とその対応が適切に行われているか、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、府内全部局及び監査の実施状況等を勘案して抽出した府外施設とする。

(2) 工事監査

令和5年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については、監査委員が選定した外部の機関に委託し、専門の技術士による技術調査を行い、

その結果を踏まえた監査を実施する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が法令に適合し、経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

令和4年度における補助金等交付団体等、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

ア 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体等について、補助金申請に係る証拠書類等に誤りや改ざんなどはないか、補助金の交付決定の手続は適切に行われたか、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか、補助金の精算等は適切に行われているか等の観点から監査を行う。

なお、令和元年度に判明した補助金不正受給事件を踏まえ、補助金等の区への返還や特定財源である国・都補助金の返還などが生じていないかを調査する。

イ 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、出資の目的や定款等に沿って適切に運営されているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているか等の観点から監査する。

ウ 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、指定管理業務は設置目的や協定書等に沿って適切に運営されているか、指定管理業務に関する収支に係る会計処理は適正に行われているか等の観点から監査する。

また、監査を効果的に実施するために、監査実施団体のうち、一部の団体については、監査委員が選定した公認会計士による調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

併せて、所管部局に対しては、補助金交付規程の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手續が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長から付託を受け、令和4年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

ア 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

イ 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正かつ効率的に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長から付託を受け、令和4年度健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に係る記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 隨時監査

財務に関する事務の執行に誤謬や不正が発生するおそれがある場合又は新たな検証を要する場合等に、当該事務の執行について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 内部統制評価報告書審査

区長から付託を受け、区長が作成した令和4年度内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて、内部統制推進事務局（総務部コンプライアンス推進担当）と、隨時、意見交換を行った上で、審査する。

(10) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求等に基づく監査は、監査基準の適用を受けないが、監査基準に沿って実施する。

4 監査の期間

監査期間は、4月から翌年4月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部														
	総務部・会計管理室														
	区民生活部														
	保健福祉部														
	子ども家庭部														
	都市整備部														
	環境部														
	教育委員会事務局 及び区立学校														
	行政委員会等事務局														
工 事 監 査															
行 政 監 査															
財政援助団体等監査															
例 月 出 納 檜 査															
決算・基金・健全化審査															
内部統制評価報告書審査															

※隨時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月20日(事務局検査)及び28日(監査委員検査)に実施する。